

羽村市総合事業に関するQ&A【介護保険事業者向け】（第3版）

1 令和3年度介護保険制度改正に関すること

	質 問	回 答
①	要介護認定を受けた方で、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業）を利用できるのはどのような場合か。	利用対象となるのは、要介護認定を受ける前に要支援1・2であった者（継続利用要介護者）または基本チェックリストによる事業対象者（以下、事業対象者という）であって、総合事業のうち家事サポートサービスや住民主体介護予防サービスを利用していただいていた場合のみである。新規申請で要介護認定となった方は利用対象とはならない。なお、一般介護予防事業は、これまで通り要介護認定を問わず参加可能である。
②	継続利用要介護者のケアマネジメントは誰が行うのか。	居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員である。
③	羽村市では総合事業の対象者の弾力化に対応しているか。	羽村市では、家事サポートサービスについて、弾力化に対応している。高齢者が要介護認定を受けた際、本人のアセスメントを適切に実施し、家事サポートサービスの利用を継続することが重度化防止や介護予防につながると判断される場合のみ、利用継続を可能としている。なお、その後のアセスメントで、家事サポートサービスの利用が適切でないと判断された場合は、訪問介護を利用していただく。
④	すでに介護サービスを利用している要介護認定者が、家事サポートサービスや住民主体介護予防サービスを利用したい場合はどうしたらいいか。	家事サポートサービスを利用することはできない。家事援助が必要な場合は訪問介護を利用していただく。住民主体介護予防サービスは、サービス提供主体に本人または家族が相談し、利用可能とされた場合のみ利用できる。なお、居宅介護支援専門員は住民主体介護予防サービスの利用がある場合はケアプランに位置づけ、モニタリングを行う必要がある。

⑤	住民主体介護予防サービスとはどのようなものか。	ボランティアが運営する通所型サービスで、体操教室やサロン活動を行っている。サービス提供主体によって会則や利用料、入会金がある。羽村市においては介護予防リーダーによる「まいまいず健康教室」や、有志で活動する「よりみちサロン富士見」のことを指す。
---	-------------------------	---

2 利用料、単価、請求に関すること

	質 問	回 答
①	介護予防・日常生活支援サービス事業の自己負担割合、利用料はどのように設定しているのか。	訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡ、通所型サービスⅠは介護給付と同様の介護保険負担割合(1割～3割)による。住民主体介護予防サービスはサービス提供主体が規定する入会金や参加費を自己負担する。短期集中型サービスの自己負担はない。
②	初回加算はどのような場合に請求できるのか	<ul style="list-style-type: none"> ●新規および、要介護認定から要支援に変更した場合の計画策定時(要支援→要介護、要介護→要支援)に初回加算が算定される。 ●委託先の居宅介護支援事業者は、委託元の地域包括支援センターが変更になった場合に算定が可能である。
③	羽村市の住民が他市町村の事業所を利用した場合、羽村市の単価になるのか、事業所所在地の市町村の単価になるのか。	羽村市の単価が適用される。
④	他市町村の住民が羽村市の事業所を利用した場合の請求先はどこか。	他市町村である。
⑤	住所地特例の場合の請求はどこが行うか。	利用者本人の住民票がある自治体の地域包括支援センターが請求する。

3 基本チェックリストに関すること

	質 問	回 答
①	基本チェックリストはどこでどのように実施しているのか。	高齢福祉介護課窓口本人が来庁して記入していただく。家族等の代理記入はできない。また、必要に応じて、地域包括支援センター職員立会いのもの

		と、高齢者の自宅で記入することができる。
②	基本チェックリストを受けた場合はどこへ相談すればよいか。	地域包括支援センター、または高齢福祉介護課介護認定係に問い合わせを。
③	事業該当者が事業を利用できるようになるのはいつからか？また、有効期限はあるか。	地域包括支援センターが、羽村市に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出した日(受付日)から事業利用ができる。有効期限はない。

4 ケアマネジメントに関すること

	質 問	回 答
①	介護予防ケアマネジメントの類型はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡ、短期集中型サービス（訪問型・通所型）を利用の場合はケアマネジメントAである。 ●家事サポートサービスのみの利用の場合はケアマネジメントCである ●住民主体介護予防サービスのみ利用の場合はケアマネジメントは発生しない。
②	介護予防給付と介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用する場合のケアマネジメントの類型は何か。	ケアマネジメントAである。
③	地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメントを居宅介護事業所に委託することは可能か。	介護予防ケアマネジメントの委託は可能である。委託するかどうかは地域包括支援センターがケースごとに判断する。
④	事業対象者のヘルパーやデイサービスの利用回数のめやすはあるか。	要支援1相当である。
⑤	臨時や体調不良の時、増回ができるか。	対象者の状態をアセスメントした結果必要であれば可能。経過記録等にその根拠を記載する必要がある。

⑥	通所型サービスと訪問型サービスは同時に利用できるか。	対象者の自立に効果的と判断できれば可能である。
⑦	生活動作向上プログラム、通所型体力向上教室、接骨院の転倒予防体操教室を終了した後のサービスはあるか。	住民主体介護予防サービスや一般介護予防事業の利用など、本人の自己目標によって利用を検討する。
⑧	暫定プランの扱いはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ●新規要介護認定申請、または介護申請中であり、サービスを利用する場合は暫定プランを作成することができる。 ●事業該当者は、地域包括支援センターが、羽村市に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出した日(受付日)から事業利用ができるため、暫定プランはない。
⑨	自己作成プランの扱いはあるか。	サービス事業の利用についてはケアプランの自己作成に基づく利用は想定していない。予防給付において自己作成している者が、加えてサービス事業を利用する場合は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにつなぐ必要がある。

5 訪問型サービスに関すること

	質 問	回 答
①	訪問型サービスⅠ・Ⅱの提供時間のめやすはあるか。	介護予防給付と同様、45分～60分が目安である。
②	訪問型サービスⅠとⅡの使い分けは身体介護の有無で判断してよいか。	見込のとおりである。訪問型サービスⅠは入浴、排泄、食事の介助などの身体介護が含まれる。訪問型サービスⅡはそれらの身体介護がない家事援助、調理、掃除、買い物などである。訪問型サービスⅡは訪問型サービスⅠよりも費用負担が小さくなる。
③	家事サポートサービスの提供主体はどこか。	サービス提供主体は社会福祉協議会、またはシルバー人材センターである。
④	家事サポートサービスの利用分の請求はどのように行うのか。	給付管理は不要である。利用者が、自己負担額をサービス提供主体の指定した方法で支払う。負担割合は介護保険負担割合と同様である。

⑤	家事サポートサービスの利用者の状態変化等への対応はどのように行ったらよいか。	サービス開始後は、利用者のセルフマネジメントによって利用を継続するため、あらかじめ状態に変化があったときには連絡を取り合える環境を整えて、モニタリングは実施しない。利用者やサービス提供主体から連絡があった場合は再度アセスメントを実施し、必要な支援を行う。(介護保険最新情報 Vol.484 参照)
---	--	--

6 通所型サービスに関すること

	質 問	回 答
①	更新で要支援2の方が要支援1または事業該当者になり、ケアマネジメントの結果、通所型サービスIの利用が週2回必要となった場合、コードは何を選択すればよいか。	A7コードを利用する。ただし、自立支援を促進する観点から、利用期間は最大6か月とする。
②	A7コードの利用が6か月を超えそうな場合はどのように対応したらよいか。	利用期間が6か月を超えないよう評価を行い、なおかつ週2回の利用が適切と判断した場合は、区分変更申請を行う。評価にあたっては自立支援に必要なインフォーマルなサービスの利用などもふまえて行う。
③	要支援2の方が、ケアマネジメントの結果、通所型サービスIを週1回利用した場合、コードは何を選択したらよいか。	A7コードを利用する。
④	高齢者本人に住民主体介護予防サービスを紹介するにはどのようにしたらよいか。	サービス提供主体によって受け入れ方法が異なるため、各サービス提供主体に問い合わせるか、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係に問い合わせを。

7 一般介護予防について

	質 問	回 答
①	住民主体の通いの場とはどんなものか。	介護予防体操を通して地域のつながりを創出することを目的とする自主グループ活動である。市内の高齢者施設や、町内会館などで週に1回、DVDを見ながら体操を行っている。高齢者が身近な地域で継続して体操に取り組めるよう、市は随時説明会や出前講座を行っている。(みんなで続ける！介護予防体操説明会)
②	住民主体介護予防サービスと住民主体の通いの場はどう違うのか。	住民主体介護予防サービスは、市がサービス提供主体に活動費などを補助し、運営を支援している。住民主体の通いの場は、住民同士の運営による自主グループで、補助等はない。
③	高齢者本人に住民主体の通いの場を紹介するにはどのような方法があるのか。	自主グループごとに受け入れ方法が異なるので、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係に問い合わせを。

8 周知等に関する事

	質 問	回 答
①	総合事業を扱う事業所の一覧がほしい場合はどうしたらよいか。	高齢福祉介護課の窓口で配布している「介護保険サービス事業所一覧」に記載があるので活用していただきたい。
②	総合事業の問い合わせ先はどこか。	<ul style="list-style-type: none"> ●総合事業全般に関する事→高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 ●保険給付、居宅の届出等に関する事→高齢福祉介護課介護保険係 ●基本チェックリスト、介護認定に関する事→高齢福祉介護課介護認定係 ●サービス利用相談に関する事→各地域包括支援センター ●事業所指定、届出事項の変更等に関する事→社会福祉課庶務係

次ページあり

【問い合わせ先】

羽村市役所 042-555-1111(代表)

高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 (内)195

高齢福祉介護課介護保険係(内)142

高齢福祉介護課介護認定係(内)145

羽村市地域包括支援センターあさひ 555-8805

羽村市地域包括支援センターあゆみ 570-1200

羽村市地域包括支援センターあかしあ 578-5508

社会福祉課庶務係 (内) 477